四　当該応募をした弁護士又は弁護士法人が、新人弁護士等を採用した場合について、次に掲げる事項を約していること。

イ　指導担当弁護士により第一号及び第二号に規定する養成及び指導を行うこと。

ロ　本会が実施する新人弁護士等のための研修に新人弁護士等が参加する機会を保障し、配慮すること。

ハ　新人弁護士等に対し、採用の日（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨義務付けること。

ニ　新人弁護士等に対し、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨義務付けること。

五　その他応募の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

8　本会は、応募が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士又は弁護士法人を新人弁護士等養成弁護士として選定し、その法律事務所を新人弁護士等養成事務所として、当該新人弁護士等養成弁護士と併せて新人弁護士等養成事務所名簿に登録する。この場合において、新人弁護士等養成弁護士が登録を希望する年度が始まっている場合にあっては直ちに、始まっていない場合にあってはその年度が開始する時に登録する。

9　本会は、応募が第七項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるとき（補正により要件を満たす可能性がある場合にあっては、必要な補正を求め、なお要件を満たさないと認めるとき、又は補正に応じないときに限る。）は、応募した弁護士又は弁護士法人を新人弁護士等養成弁護士として選定しない旨決定する。この場合においては、決定の後、速やかに、その旨及び理由を記載した書面により、応募した弁護士又は弁護士法人に通知する。

10　新人弁護士等養成弁護士は、養成を行う新人弁護士等を採用したときは、速やかに、その旨及び本会が求める事項を書面により本会に報告しなければならない。

（新人弁護士等養成事務所の情報提供）

第五十六条　本会は、新人弁護士等養成事務所に係る情報を、本会が定める期間、本会のホームページに掲載して公開する。ただし、あらかじめ採用する新人弁護士等が決まっている新人弁護士等養成事務所については、この限りでない。

（既に採用している場合の新人弁護士等養成事務所の登録）

第五十七条　新人弁護士等を採用して養成している弁護士又は弁護士法人は、新人弁護士等を採用した日から六十日を経過する日までの間に限り、第五十五条第一項の募集に応募することができる。

2　前項の規定により応募しようとする弁護士又は弁護士法人は、その法律事務所ごとに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書類を提出しなければならない。

一　採用した新人弁護士等の氏名及び所属弁護士会

二　採用した新人弁護士等が公設事務所弁護士となろうとする者であるか偏在対応弁護士となろうとする者であるかそのいずれでもあるかの別

三　養成を行う期間、内容等の計画

四　第四項第一号及び第二号に規定する指導担当弁護士の氏名

五　採用した新人弁護士等に支給している賃金の額又は保障している所得の額

3　第五十五条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する応募申込書の提出があった場合について準用する。

4　本会は、前項において準用する第五十五条第六項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。

一　公益的活動並びに多重債務者の債務整理事件及び市民を依頼者とする一般民事事件を新人弁護士等と共同して受任するなどして新人弁護士等を養成する指導担当弁護士がいること。

二　法律事務所の経営に関する指導を行う指導担当弁護士がいること。

三　指導担当弁護士により前二号に規定する養成及び指導が行われていること。

四　本会が実施する新人弁護士等のための研修に当該新人弁護士等が参加する機会を保障し、配慮する旨約していること。

五　採用した新人弁護士等が、採用の日（新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨約していること。

六　採用した新人弁護士等が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

七　その他応募の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

5　本会は、応募が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士又は弁護士法人を新人弁護士等養成弁護士として選定し、その法律事務所を新人弁護士等養成事務所として、当該新人弁護士等養成弁護士と併せて新人弁護士等養成事務所名簿に直ちに登録する。

6　第五十五条第九項の規定は、応募が第四項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないと認めるときについて準用する。

（新人弁護士等養成事務所名簿の登録事項の変更、登録の有効期間等）

第五十八条　新人弁護士等養成弁護士は、新人弁護士等養成事務所名簿の登録事項に変更があったときは、その旨本会に届け出なければならない。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、本会のホームページに掲載された情報を修正する。

2　新人弁護士等養成事務所名簿の登録の有効期間は、登録された年度限りとする。

3　新人弁護士等養成弁護士は、登録された年度の翌年度も継続して登録を受けようとするときは、第五十五条又は前条の規定にかかわらず、本会が求める書面を本会に提出すれば足りるものとする。この場合において、本会は、継続して登録することが不適当と認める特段の事情がない限り、継続して新人弁護士等養成事務所名簿に登録する。

4　前項の場合において、継続して登録することが不適当と認める特段の事情がある場合については、第五十五条第九項の規定を準用する。

第二款　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付）

第五十九条　本会は、新人弁護士等養成弁護士が一定期間の養成の後公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを条件として新人弁護士等を雇用した場合、その申請により、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を給付する。

2　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受ける新人弁護士等養成弁護士が新人弁護士等を雇用して養成を行う期間は、一年以上でなければならない。ただし、当該新人弁護士等が一定の弁護士経験を有する場合、弁護士会、弁護士会連合会又は公設事務所支援委員会から第五十五条第七項第一号及び第二号に規定する養成及び指導と同様の支援を受けることが予定されている場合その他特段の事情があると認められる場合は、二か月以上の期間に短縮することができる。

3　新人弁護士等養成事務所養成支援補助金は、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める額の範囲内で基金から支出し、返還を要しない。

一　一年以上　新人弁護士等一人当たり百万円

二　一年未満　新人弁護士等一人当たり十万円に養成期間の月数を乗じて得た額であって、八十万円を超えない額

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の申請）

第六十条　新人弁護士等養成弁護士は、養成期間が一年以上である場合にあっては雇用の日から二年を経過する日までに、一年未満である場合にあっては雇用の日から一年を経過する日までに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会を経て、養成を行う期間、内容等の計画を明示して、申請書その他本会が求める書類を本会に提出することにより、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を申請することができる。ただし、次の各号に掲げる養成期間に応じ、当該各号に定める期間は、申請することができない。

一　一年以上　雇用の日から四か月を経過する日までの期間

二　一年未満　雇用の日から二か月を経過する日までの期間